

令和7年度 丹波篠山市市民活動助成金 募集要項

～ 市民が主役、市民が主体でつくるまち ～



【応募締切:令和7年2月20日(木)必着】

※この助成金は、丹波篠山市議会において当該予算の議決が前提となります。

【問合せ先：丹波篠山市民プラザ】

(丹波篠山市黒岡191-1 丹波篠山市民センター1階)

TEL:079-552-0001

e-mail:t_plaza@withsasayama.jp

丹波篠山市 市民生活部 地域振興課

1. 制度の目的

- テーマ型組織(ボランティア団体、事業者団体、NPO等)が身近な地域課題を解決するために、自ら主体的に行い、又は地縁型組織(まちづくり協議会等)と協働して行うモデル的な公益事業に対し、財政支援を行います。

2. 助成の対象となる団体

- 市民プラザに会員登録しているテーマ型組織(ボランティア団体、事業者団体、NPOなど)を原則とし、以下の条件を満たしていること
 - ・ 3人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤、在学又は活動するものであること
 - ・ 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること

3. 助成の対象となる事業

- 令和7年度(4月1日から令和8年3月31日まで)に実施される事業
 - ・ 丹波篠山市民プラザの会員に登録し、かつ不特定多数の丹波篠山市民に対して実施する公益性のある事業・活動

※この助成金は、丹波篠山市議会において当該予算の議決が前提となります。

4. 助成制度の種類

【スタートアップ(起業支援)コース】

設立後5年以内の団体が年間を通して計画的に実施し、複数年継続的に活動・実施する事業に助成します。ただし、助成を受けられる回数は、1団体当たり1回とします。また、他のコースとの同時申請は出来ません。

補助期間	助成額	補助率
1年	限度額 5万円	90%以内

【ステップアップ(事業継続支援)コース】

年間を通し計画的に実施し、複数年の継続的な活動により実施される事業に助成します。ただし、助成を受けられる回数は、同一事業当たり3回を限度とします。また、他のコースとの同時申請は出来ません。

補助期間	助成額	補助率
通算3年	限度額 各年度10万円	1年目 70%以内
		2年目 50%以内
		3年目 30%以内

【イベント(限定的事業支援)コース】

継続性がない、又は低い限定的な事業に助成します。ただし、助成を受けられる回数は、同一事業につき1回とします。また、他のコースとの同時申請は出来ません。

補助期間	助成額	補助率
1年	限度額 5万円	50%以内

備考:助成対象事業をテーマ型組織が地縁型組織と協働して行う場合については、補助率を10%加算します。

5. 助成の対象とならない事業

- 以下の事業は対象となりません。
 - ・対象団体又は対象団体を構成する者の財産形成又は営利活動を主たる目的とする事業
 - ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - ・反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
 - ・暴力団及び暴力団または暴力団員の統制下で行う事業
 - ・市から他の補助制度による補助金等を受けている事業
 - ・その他市長が補助することが適当でないと認める事業

6. 助成の対象となる経費

項目	対象経費	対象外経費	備考
報償費	外部講師又は専門家への謝礼等	構成員への謝金	
旅費	交通費、宿泊費等	団体運営に係る旅費	
需用費	消耗品費	事務用品、用紙代	
	印刷製本費	チラシ、ポスター	
	食糧費等	外部講師への弁当等	構成員の飲食に係る費用 事業に不可欠なものに限る
役務費	通信運搬費	郵便料、切手代	
	保険料	イベント・ボランティア保険料	
	手数料	振込手数料、翻訳手数料	
使用料及び賃貸料	会場使用料、機械器具の借上料等	構成員の所有する会場、備品等の使用料	
備品購入費	総額 2 万円以内(スタートアップコース・ステップアップコースのみ)	備品購入費のうち 2 万円を超過する金額	事業に不可欠なものに限る
その他の経費	その他市長が必要と認める経費		

※備品の購入については、必ず事前に丹波篠山市民プラザと協議をしてください。原則、申請時の計画に無い備品購入費は、対象経費として認められません。

※上記に該当しないものについては、ご相談ください。

備考 次に掲げるものは、助成対象経費としない。

- (1) 食事及び飲み物のうちアルコール類
- (2) 商品券等の金券の購入代金
- (3) 記念品等の購入経費
- (4) 旅行を目的としたイベント等の旅費
- (5) 家賃(敷金・礼金を含む。)
- (6) 土地の取得、造成、補償等に関する経費
- (7) 団体の経常的な運営に関する経費(事務局経費等)
- (8) 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費
- (9) その他事業実施に直接関係のない経費、市長が社会通念上適切でないと思われた経費等

7. 手続の流れ・スケジュール

日 程	項 目
2月1日(土)～2月20日(木)まで	応募受付
応募受付時～2月28日(金)まで	書類審査
3月7日(金)午後2時30分～(※予定)	企画提案発表会
4月1日	交付決定(不決定)通知
4月1日～翌年3月31日	事業実施
事業終了後30日以内か、年度末のどちらか早い日まで	実績報告
実績報告確認後(2週間以内)	交付確定
請求書提出後(1ヶ月以内)	助成金振込

8. 応募の手続き

- 受付期間 2月1日(土)～2月20日(木)まで
受付時間:午前9時から午後5時まで
※受付時に申請内容の確認をします。必ず事前に連絡してください。
- 受付場所 丹波篠山市民プラザ(黒岡191-1 丹波篠山市民センター1階)
TEL:079-552-0001
e-mail: t_plaza@withsasayama.jp
- 提出方法 上記受付窓口までご持参ください。
※FAX、電子メール及び郵送では受付できません。
- 提出書類 ①丹波篠山市民活動助成金交付申請書(様式第1号)
②事業計画書(様式第2号)
③事業収支予算書(様式第3号)
※応募書類は、市ホームページからダウンロードできます。

9. 審査(企画提案発表会)

- 日時 3月7日(金)午後2時30分～(※予定)
 - 場所 丹波篠山市民センター (黒岡191-1)
 - 内容 ①新規申請団体(スタートアップ、ステップアップ、イベント)
新規申請団体より、事業の目的・内容等を5分以内で発表いただきます。
パワーポイントや資料等を用いて伝わりやすい提案をしてください。その他
質疑応答を予定しています。
 - ②継続申請団体(ステップアップ2年目、3年目)
ステップアップコースで2年目、3年目の申請団体は、書類審査のみとし
ます(審査会への出席は不要)。
- ※企画提案発表の順番は、①スタートアップコース、②ステップアップコース、③イベ
ントコースの順で、応募受け付け順に行う予定です。

9. 助成事業の流れ

- 助成事業の採択
企画提案発表会の審査結果をもとに、市長が助成事業採択の適否を決定し、書
面にて交付決定(不決定)を通知します。(4月1日発送予定)
- 実績報告書の提出、助成金額の確定
事業が完了したときは、完了日から30日以内または令和8年3月31日までに実績
報告書を提出し、その内容を審査し、助成金の額を確定します。
提出書類 ①丹波篠山市民活動助成金実績報告書(様式第9号)
②事業実施報告書(様式第10号)
③事業収支決算書(様式第11号)
④請求書及び領収書の写し
⑤事業実施の際のチラシや実施状況が分かる写真等
- 助成金の交付
助成金の交付は、事業完了後、実績報告書と請求書の提出に基づき交付します。
※事業前に交付する概算払いにより、助成金の8割以下を交付することができます。

10. 選考方法等について

- 応募の際に提出いただいた書類と企画提案発表会の内容を審査します。
- 企画提案発表会では、事業の目的・内容を発表いただきます。
時間は発表5分と質疑応答を予定しています。
- 企画提案発表会は、3月7日(金)午後2時30分(※予定)に開催します。
- 審査は、丹波篠山市民活動助成金審査会が行い、審査結果をもとに、市長が
助成金の交付を決定します。

審査項目

- 提出書類と企画提案発表会の内容から下記の5項目について審査します。

公益性	課題に公益性があり、社会状況や市民ニーズ等に即していること、広く市民が参加できること
新規性及び 独創性	計画に創意工夫や優れた着眼点、新しい試み・意欲があること
実現性	実現可能な事業計画、課題の明確化・解決策が実現可能であること
計画性	予算計画の適切さ、事業費及び使途が適正であること
継続性	自立や継続的発展が期待でき、地域づくりや人づくりにつながる こと
協働効果	事業効果がより高まる地縁型組織との連携を実施していること ※地縁型組織と協働して行う場合

丹波篠山市市民活動助成金 Q&A

Q 丹波篠山市民プラザに、必ず登録しなければいけませんか？

A 原則として、丹波篠山市民プラザに会員登録してもらう必要があります。

丹波篠山市民プラザは、テーマ型組織(ボランティア団体、事業者団体、NPO等をいう。)や地縁型組織(まちづくり協議会等をいう。)の活動、団体同士の協働を推進する中間支援を目的として開設しています。会員登録してもらうことにより、効率的・効果的な協働活動を期待しています。

Q どのような活動が対象になりますか？

A この制度は、市民活動団体が行う事業に対して支援するものですが、一定の基準を設けています。不特定多数の市民に対して実施する公益性のある事業・活動が対象となります。実施する事業が団体構成員だけのためであったり、他事業に参加するだけでは対象となりません。

Q これまで実施してきた事業(既存事業)についても助成の対象になりますか？

A 対象になります。ただし、助成を受けることにより、今後どのように活動が展開できるのか、どのような成果が期待できるのかという点を明記してください。

Q スタートアップコースではなく、ステップアップコースに始めから申請することはできますか？

A 可能です。事業がステップアップコースの趣旨により即したものであれば、ステップアップコースから申請していただいて問題ありません。

Q 定期的に研修を行っていますが、研修に係る経費は助成の対象になりますか？

A 主とした目的が団体のスキルアップであるため、対象から外れます。貴団体が開催する講演会、セミナー等の実施に係る経費は対象となります。

Q 助成金の交付はいつ受け取る事ができますか？

A 実績報告書の提出後、内容を審査し、助成金額を確定します。確定通知書を送付しますので、請求書(様式第13号)を提出してください。請求書の提出後に助成金を交付します。

なお、事業実施前に概算払により、助成金の8割以下を交付することもできます。その場合は、実績報告書提出後に清算します。

Q 申請できる事業は、1年度に1団体1事業とありますが、同じ事業で翌年度に申請することはできますか？

A ステップアップコースのみ申請することができます。ただし、最大3回(3年)までとなります。

Q 県等から補助金を受けている事業でも対象になりますか？

A 対象になります。事業収支予算書において、収入の内訳に「国又は県等助成金」についての欄があります。金額及び内訳を記入し、明確にしてください。

ただし、本制度の規定で、「市から他の補助制度による補助金等を受けている事

業」は助成対象外ですので、市以外としてください。

Q 事業にどの程度の変更が生じると変更申請が必要となるのでしょうか？

A 個別に判断します。消耗品費における軽微な変更等であれば必要ありませんが、事業計画書、収支予算書を問わず、内容に変更の恐れが生じる場合は、早めに丹波篠山市民プラザまで相談ください。

Q 予算以上に経費がかかってしまった場合に、助成金は増額してもらえますか？

A 増額はできません。交付決定額を超えて交付することはできないため、予算算定時にできるだけ正確に算定していただく必要があります。なお、事業計画を変更した場合においても同様です。

Q 予算以下で事業を終えた場合に助成金は減額されますか？

A 原則として減額されます。助成金の交付額は、以下の計算式によって算出されます。

$$(\text{助成対象経費} - \text{事業による収入}) \times \text{補助率} = \text{助成金交付額}$$

そのため、予定していた行事の回数が減ったり、備品等の購入費が安く済んだりした場合等、「助成対象経費」が減った場合は、それに伴って助成金も減額されますが、当該事業収入が増えたとしても、助成金を減額することはありません。

Q 現時点でスケジュールが未定ですが、記載しなければいけませんか？

A 記載してください。事業の年間計画は審査会における審査や評価の対象です。予算書も年間計画に基づいて作成していただく必要があるため記載が必須となります。綿密なスケジュールの事前計画が事業の円滑な進行につながります。

Q イベント等の日程に変更があった場合、変更届を提出しなければなりませんか？

A 必要ありません。ただし、行事等に職員又は市民プラザ相談員が視察に行くことがありますので、日程変更時には、必ず、丹波篠山市民プラザまでご連絡ください。

Q 実績報告書作成時(精算時)に領収書は全て必要ですか？レシートでの代用は認められますか？

A 原則として、レシートでの代用は認めていません。対象経費については、すべて(人件費や交通費含)領収書が必要です。領収書に宛名と但し書きが明記されているようにしてください。正しい領収証が無いものについては、原則経費として認めません。

Q 実績報告書の添付資料には何が必要ですか？

A 事業実施の際に撮影した写真、パンフレットやチラシ、配布資料など事業内容が確認できるものを添付してください。

Q 申請書等の関係書類の作成について、分からない箇所がある場合はどこに相談すればいいですか？

A 丹波篠山市民プラザにおいて、随時、相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。